

## 【フランス】 デジタル空間の安全性を高め、規制するための法律

海外立法情報課 奈良 詩織

\* 2024 年 5 月、日常的なインターネットの利用に関する安全性を高めるために、有害コンテンツからの未成年者の保護やサイバー犯罪等への対策について定める法律が制定された。

### 1 制定の背景と経緯

近年、インターネットは、未成年者（18 歳未満）がアクセスすることのできる有害コンテンツ、サイバー犯罪、フェイクニュース等、ユーザーにとって危険をはらむ空間となりつつある。そこで、日常的なインターネットの利用に伴うリスクに対する安全性を高め、またヨーロッパ単一デジタル市場の構築計画に関連する EU の諸規則（デジタルサービス法<sup>1</sup>等）に国内法を調和させるために、「デジタル空間の安全性を高め、規制するための 2024 年 5 月 21 日の法律第 2024-449 号」（以下「2024 年法」）<sup>2</sup>が制定された（一部を除いて翌 23 日施行）。

### 2 主な内容

本法律は、全 8 章 64 か条から成る。第 1 章（第 1 条～第 6 条）は有害コンテンツからの未成年者の保護、第 2 章（第 7 条～第 25 条）はデジタル環境における市民の保護、第 3 章（第 26 条～第 39 条）はクラウドサービスに関する規制、第 4 章（第 40 条～第 41 条）は Web3.0 ゲーム<sup>3</sup>の規制の試行、第 5 章（第 42 条～第 43 条）はデジタル市場の動向分析、第 6 章（第 44 条）はデジタル規制に関するガバナンス強化、第 7 章（第 45 条～第 47 条）は裁判関連の個人データ処理、第 8 章（第 48 条～第 64 条）は既存の法令の改廃及び施行に関する規定である。

#### (1) 有害コンテンツからの未成年者の保護（第 1 章）

第 1 条及び第 2 条は、ポルノコンテンツを含むウェブサイト又は動画共有プラットフォーム（以下「ポルノサイト等」）の規制に関する視聴覚・デジタル通信規制機関（Autorité de régulation de la communication audiovisuelle et numérique: ARCOM）<sup>4</sup>の権限を強化する<sup>5</sup>。まず、ARCOM に、未成年者がポルノサイト等を通じてポルノコンテンツにアクセスしないよう監視する任務を課す（デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号（以下「2004 年法」）<sup>6</sup>第 10 条の改正）。ARCOM の警告を受けても、未成年者が同コンテンツにアクセスで

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 9 月 9 日である。

<sup>1</sup> Regulation (EU) 2022/2065 of the European Parliament and of the Council of 19 October 2022 on a Single Market for Digital Services and amending Directive 2000/31/EC (Digital Services Act) (Text with EEA relevance), OJ L 277, 27.10.2022, p.1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2022/2065/oj>> 同法については、田村祐子「【EU】 デジタルサービス法の制定」『外国の立法』 No.295-1, 2023.4, pp.6-7. <<https://doi.org/10.11501/12768494>> 参照。

<sup>2</sup> Loi n° 2024-449 du 21 mai 2024 visant à sécuriser et à réguler l'espace numérique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000049563368>> 本法律制定の背景等は、Patrick Chaize et Loïc Hervé, *Sénat Rapport*, N° 777, 2023.6.27. <<https://www.senat.fr/rap/122-777/122-7771.pdf>>; Paul Midy, *Assemblée Nationale Rapport*, N° 1674, 2023.9.21. <[https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/16/rapports/espnum/116b1674\\_rapport-fond.pdf](https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/16/rapports/espnum/116b1674_rapport-fond.pdf)> を参照した。

<sup>3</sup> ブロックチェーン技術を活用したゲームであり、ゲーム内で、ゲームへの参加及びその進行に必要なデジタルオブジェクト（NFT）を購入することを提案されるもの。

<sup>4</sup> インターネット関連の規制、公共放送、視聴覚メディアにおける創作活動等の幅広い分野を所掌する組織。

<sup>5</sup> 第 1 条及び第 2 条は、EU のデジタルサービス法の第 28 条及び第 35 条に対応する。

<sup>6</sup> Loi n° 2004-575 du 21 juin 2004 pour la confiance dans l'économie numérique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT00000801164>>

きる状況を改善しないポルノサイト等に対して、ARCOM は、罰金又は最長 2 年間のブロッキング若しくは検索結果への非表示の措置を講ずる（同法第 10 条の 1 の新設）。これらはフランス国内又は EU 域外に本拠を置くポルノサイト等に適用される（同法第 10 条の 2 の新設）<sup>7</sup>。

第 4 条は、サイバー犯罪対策局（Office anti-cybercriminalité）<sup>8</sup>による児童ポルノコンテンツの削除要求に 24 時間以内に従わないホスティングサービス事業者に拘禁刑 1 年及び罰金 250,000 ユーロを科す（同法第 6 条の 2 の 1 の新設）<sup>9</sup>。

## （2）デジタル環境における市民の保護（第 2 章）

第 14 条は、ARCOM が、ウェブサイト運営者等に対して、EU の制裁対象となったコンテンツ<sup>10</sup>の削除及び拡散の禁止を命ずることを可能にする（2004 年法第 11 条の改正）。

第 15 条は、本人の同意なく、個人の画像や発言を使用して作成されたディープフェイクの公開に拘禁刑 1 年及び罰金 15,000 ユーロを科す（刑法典第 226-8 条の改正）。第 21 条は、当該ディープフェイクが性的なものである場合に拘禁刑 2 年及び罰金 60,000 ユーロを科す（同法典第 226-8-1 条の新設）。インターネット上で公開された場合には、それぞれ刑罰を引き上げる。

第 16 条は、所定の犯罪<sup>11</sup>で有罪判決を受けた者に対して、主刑（拘禁刑、罰金）に加えて、最長 6 か月間（再犯の場合には最長 1 年間）、犯罪の実行に使用された SNS 等のアカウントを停止させ、新規作成を禁ずることを可能にする（同法典第 131-6 条及び第 131-35-1 条の改正）。

第 24 条は、サイバー犯罪対策のための国家サイバーセキュリティフィルター<sup>12</sup>に関する規定である（2004 年法第 12 条の改正）。

## （3）クラウドサービスに関する規制（第 3 章）

第 26 条は、クラウドサービス事業者（以下「クラウド事業者」）がクライアントに特典<sup>13</sup>を付与できる期間を最長 1 年間に制限し、特典の利用を理由にクライアントとの契約を独占することを禁ずる（商法典 L 第 442-12 条の新設）。第 27 条は、クラウド事業者が、別のクラウド事業者への変更を希望するクライアントに、当該変更に関連して当該事業者が負担する費用を超える額のデータ移行費用<sup>14</sup>及び事業者変更費用<sup>15</sup>を請求することを禁ずる<sup>16</sup>。第 28 条は、クラウド事業者に対して、自らのサービスにおける相互運用性<sup>17</sup>の確保を義務付ける<sup>18</sup>。

<sup>7</sup> 2024 年法第 64 条に従い、2004 年法第 10 条の 1 及び第 10 条の 2 は、2024 年 1 月 1 日に遡って施行される。

<sup>8</sup> 内務省管轄下にあり、インターネット上の違法コンテンツを通報するためのウェブサイトを管理する組織。

<sup>9</sup> 量刑は、法定刑を上限として裁判所が決定する。1 ユーロは約 171 円（令和 6 年 9 月分報告省令レート）。

<sup>10</sup> 具体的には、『RT』（旧『ロシア・トゥデイ』）や『スプートニク』が該当する。ロシアによるウクライナへの侵襲後、EU は、これらを含むロシア系メディアのコンテンツの拡散を禁じていた。

<sup>11</sup> セクシュアルハラスメント、モラルハラスメント、学校でのいじめ、児童ポルノ画像の拡散、テロリズム教唆等。

<sup>12</sup> サイバー犯罪行為（身分詐称、違法な個人データ収集、違法アクセス、支払手段の不正利用等）が確認されたウェブサイトについて、これにアクセスしようとするユーザーに警告を表示し、正規のウェブサイトへ誘導するもの。

<sup>13</sup> 新規クライアントに対する無料クレジットの提供やサービス上の優遇措置など。

<sup>14</sup> ネットワークを介して、あるクラウドサービスから別のクラウドサービスのシステム等にクライアントのデータを移行するための費用として、クラウド事業者がクライアントに請求するもの。

<sup>15</sup> 通常のサービス料金又は解約する場合の違約金のほかに、データ移行費用を含め、様々なシステム等を介してクラウドサービスを変更するための費用として、クラウド事業者がクライアントに請求する費用。

<sup>16</sup> 第 27 条は、EU のデータ法（Regulation (EU) 2023/2854 of the European Parliament and of the Council of 13 December 2023 on harmonised rules on fair access to and use of data and amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directive (EU) 2020/1828 (Data Act) (Text with EEA relevance), OJ L, 2023/2854, 22.12.2023. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2023/2854/oj>>）第 23 条、第 25 条及び第 29 条に対応する。

<sup>17</sup> 2 つ以上のデータ空間若しくは通信ネットワーク、システム、接続された製品、アプリケーション、データ処理サービス又は構成要素が各機能を実行するためにデータを交換し、利用可能とすること（データ法第 2 条）。

<sup>18</sup> 第 28 条は、EU のデータ法第 33 条及び第 35 条に対応する。また、第 64 条に従い、第 27 条及び第 28 条は、2027 年 1 月 12 日まで適用される。